

- 1 この様式は、「____の1仕込製造方法」、「____のもろみ1仕込製造方法」、「果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法」及び「ビール・発泡酒の1仕込製造方法」以外の酒類の場合に使用してください。
- 2 原料の使用数量は、重量又は容量で記載してください。
なお、重量で記載するものについては、容量換算率を「原料品名」欄の上部にかっこ書きし、「合計」の「容量」欄に容量換算数量を記載してください。
- 3 アルコール分を含有する物品を原料とする場合には、「原料品名」欄にアルコール分を記載し、「合計」の「容量」欄の上部に純アルコール数量をかっこ書きしてください。
- 4 炭酸ガス及び炭酸水を混和する場合には、混和後の見込ガス圧（kg/cm²）を「製造見込み」の「数量」の欄の上部に記載してください。
- 5 原料の使用数量は原則としてキログラム又はリットル単位で記載することとしますが、その合計が10キログラム又は10リットル未満のものについてはグラム又はミリリットル単位で記載してください。
- 6 「仕込操作順ごとの使用数量」欄には、原料の使用順が明らかになるように割水、混和、ろ過等の作業により、原料使用数量を適宜区分し記載してください。
- 7 「製造見込み」の「数量」、「アルコール分」、「エキス分」及び「比重」の各欄には、あなた（貴社）の製造場における前年度の実績値、あなた（貴社）の製造場の所轄税務署管内における前年度の実績値の平均等の経験値又は既に確立されている理論に基づく理論値等により合理的に算出した数量を記載してください。
なお、「数量」欄の上部にもろみの見込み数量をかっこ書きしてください。
- 8 「エキス分」欄には、合成清酒、砂糖等を加えた焼酎、みりん、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒及び雑酒（酒税法第23条第4項第2号に該当するものに限る。）についてのみ、そのエキス分を記載してください。
- 9 「比重」欄には、次により記載してください。
 - (1) 合成清酒及び調味液については日本酒度
 - (2) 砂糖等を加えた焼酎、みりん、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒及び雑酒（酒税法第23条第4項第2号に該当するものに限る。）については比重
- 10 製造見込数量はリットル位まで算出し、リットル位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 11 アルコール分、エキス分及び日本酒度は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで、比重は小数点以下第4位以下の端数を切り捨てて第3位までを記載してください。
- 12 「同一仕込方法によるものの製造見込数量計」欄には、1仕込製造見込数量に仕込個数を乗じたものを記載してください。
- 13 仕込操作の詳細及び製造見込数量の算出根基等は具体的に記載してください。
- 14 「製造見込み」の各欄を算出するために使用する歩合は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位にとどめてください。